

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年11月26日（金） 号外第103号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 公 告 都市計画の変更案の縦覧（技術企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施（2件）（企業局経営企画課）・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和3年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 都市計画の種類及び名称

- 鳥取都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（マスタープラン）
- 福部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（マスタープラン）
- 八頭中央都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（マスタープラン）
- 気高都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（マスタープラン）
- 鹿野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（マスタープラン）
- 青谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（マスタープラン）

### 2 縦覧場所及び意見書の提出場所

- (1) 鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）
- (2) 鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市幸町71）
- (3) 鳥取市国府町総合支所地域振興課（鳥取市国府町宮下1221）
- (4) 鳥取市福部町総合支所地域振興課（鳥取市福部町細川668）
- (5) 鳥取市河原町総合支所地域振興課（鳥取市河原町渡一木277）
- (6) 鳥取市用瀬町総合支所地域振興課（鳥取市用瀬町用瀬832）
- (7) 鳥取市佐治町総合支所地域振興課（鳥取市佐治町加瀬木2519-3）
- (8) 鳥取市気高町総合支所地域振興課（鳥取市気高町浜村282-1）
- (9) 鳥取市鹿野町総合支所地域振興課（鳥取市鹿野町鹿野1517）
- (10) 鳥取市青谷町総合支所地域振興課（鳥取市青谷町青谷667）
- (11) 八頭町建設課（八頭郡八頭町郡家493）

### 3 縦覧期間及び意見書の提出期間

令和3年11月26日から同年12月10日まで

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

#### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県企業局東部事務所所管施設で使用する電気の供給

##### ア 高圧電力（10施設）

年間予定使用電力量 1,353,713キロワット時（供給期間総計 4,061,139キロワット時）

##### イ 低圧電力（1施設）

年間予定使用電力量 80,947キロワット時（供給期間総計 242,841キロワット時）

予定使用電力量は、令和2年10月から令和3年9月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等

により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和4年4月1日から平成7年3月31日までとする。

(4) 供給場所

鳥取市古海250 鳥取県企業局東部事務所ほか10施設

(5) 入札書の記載方法等

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はこれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年12月3日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和3年11月26日（金）から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和3年11月26日（金）から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 令和3年12月17日（金）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加要件を満たしている者であること。

(7) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局経営企画課（担当：幸山）

電話 0857-26-7445

電子メール kigyoun@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和3年11月26日（金）から同年12月17日（金）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/208838.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年11月26日（金）から同年12月17日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年1月21日（金）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月20日（木）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第29会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に令和3年12月17日（金）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以

下「会計規則」という。)、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

About 4,061,139KWh supply of high tension power electricity to the 9 facilities in addition to Tottori Prefecture Public Enterprise Bureau Tobu-office

About 242,841KWh supply of low tension power electricity to Pressurized pump facility of Tottori District Industrial water

(2) Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation: 5:00 PM, 17 December, 2021

(3) Time-limit for the submission of tenders: 2:00 PM, 21 January, 2022

Time-limit for the submission of tenders by registered mail: 5:00 PM, 20 January, 2022

(4) Contact point for the notice: Office of Business Planning Division, Tottori Prefecture Public Enterprise Bureau, 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan, TEL 0857-26-7445

-----  
一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県企業局西部事務所所管施設で使用する電気の供給

ア 高圧電力（8施設）

年間予定使用電力量 602,761キロワット時（供給期間総計 1,808,283キロワット時）

イ 低圧電力（3施設）

年間予定使用電力量 20,759キロワット時（供給期間総計 62,277キロワット時）

予定使用電力量は、令和2年10月から令和3年9月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(4) 供給場所

米子市八幡165 鳥取県企業局西部事務所ほか10施設

## (5) 入札書の記載方法等

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はこれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年12月3日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和3年11月26日（金）から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和3年11月26日（金）から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 令和3年12月17日（金）鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加要件を満たしている者であること。

(7) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

## 4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局経営企画課（担当：幸山）

電話 0857-26-7445

電子メール kigyoun@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和3年11月26日（金）から同年12月17日（金）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/208846.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

## ア 交付期間及び交付時間

令和3年11月26日（金）から同年12月17日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

## イ 交付場所

（1）に同じ。

## （4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

## （5）入札及び開札の日時及び場所

## ア 日時

令和4年1月21日（金）午後2時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月20日（木）午後5時までとする。

## イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第29会議室

## 5 入札者に要求される事項

- （1）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の（1）の場所に令和3年12月17日（金）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

- （2）入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## （1）入札保証金

免除する。

## （2）契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## （1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## （2）入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## （3）契約書作成の要否

要

## （4）落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

About 1,808,283KWh supply of high tension power electricity to the 7 facilities in addition to Tottori Prefecture Public Enterprise Bureau Seibu-office

About 62,277KWh supply of low tension power electricity to the 2 facilities in addition to Sand trap of Shinhatasato hydroelectric power plant

(2) Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation: 5:00 PM, 17 December, 2021

(3) Time-limit for the submission of tenders: 2:00 PM, 21 January, 2022

Time-limit for the submission of tenders by registered mail: 5:00 PM, 20 January, 2022

(4) Contact point for the notice : Office of Business Planning Division, Tottori Prefecture

Public Enterprise Bureau, 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan,

TEL 0857-26-7445